

# 第五十五回国議会 参議院 建設委員会 會議録 第十二号

昭和四十二年六月六日(火曜日)

午前十時五十分開会

委員の異動

五月三十一日

辞任

小沢久太郎君

補欠選任

内田 芳郎君

六月一日

岸田 幸雄君

補欠選任

熊谷太三郎君

六月五日

鈴木 一弘君

補欠選任

田代富士男君

鈴木 一弘君

出席者は左のとおり。

理事

藤田 進君

稲浦 鹿蔵君

大森 久司君

山内 一郎君

大河原 一次君

委員

石井 桂君

内田 芳郎君

奥村 悦造君

熊谷太三郎君

小山邦太郎君

中津井 真君

平泉 涉君

瀬谷 英行君

田中 一君

鈴木 一弘君

片山 武夫君

春日 正一君

國務大臣

建設大臣 西村 英一君

政府委員 建設省都市局長 竹内 藤男君

事務局側 常任委員会専門員 中島 博君

説明員

行政管理庁監察局長 杉浦 滋君

自治省財政局長 宮企業第二課長 亀谷 札次君

参考人

東京都下水道局長 佐野 幸作君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○下水道整備緊急措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田進君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず初めに参考人の出席要求に関する件をおはかりいたします。

下水道法の一部を改正する法律案及び下水道整備緊急措置法案審査のため、東京都下水道局長佐野幸作君を参考人として出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。さよう決定いたします。

○委員長(藤田進君) それでは下水道法の一部を改正する法律案及び下水道整備緊急措置法案を一括して議題とし、前回に引き続き質疑を行ないま

す。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○田中一君 最初に伺いたいのは、水の行政区分の問題について、いままだ閣議なり、あるいは各省間において、一元化の話し合いが進んだことはないだろうかという点であります。

御承知のように、農業用水は、これは慣行水利権という形でもって、それこそ憲法以前から社会に認められていた点であります。後に起きてくるのが上水道並びに下水道、それから引き続き戦後は工業用水法という法律が生まれておる。水資源というものを役所の、行政官庁のセクションにおいて自分の単行法をもって自分のものにしていくという現状があるわけであります。これは私、かつて水の社会化という本を書いたこともありますが、何らかのこの水の行政に対してはどこかで調整するものがなくちゃならぬと思うのです。最近のひでり続きで、農業用水にすら事欠いて作付が枯れてしまうなどという問題も起きています。そういう点から見ても、総理がゴルフに行つて、ゴルフの芝が枯れているので、その干天ひでりというものを対して何かショックを受けたなどということを見ても見ましたけれども、そんなものではないんですよ。こうして干天だ、稲の作付が枯れる、都市上水道に対してもピンチが伝えられているという反面、非常に大きなロスが行なわれているという現状が、関係閣僚会議として何か懇談会を持つたらしめたいけれども、根本的な水の行政問題について論及されたかどうか。たとえば経済企画庁長官は常に、国土総合開発と産業部門と申しますか、いわゆる資本主義経済のチャンピオンとしてそれらを担当しているけれども、国土総合開発の一つであるところの水行政に対して、何ら熱意を示しておられません。これだけの大きな問題として取り上げられているひでり続き、水不足という問題が、三年前には東京はたいへんな騒ぎ

を起こしたのは御承知のとおりです。まあそのうち小河内も三年分くらいの水がたまつたといつて、満水になってから安心しているけれども、それらが全く水全体の問題を考えようという姿勢が全然ないわけなんです。あなたも少なくとも水問題の関係閣僚として閣議でどのような発言をなさっていらっしゃるのか。そうしてむろん下水道もその一つであります。この法案の審議にあつて、建設大臣並びに関係閣僚が集まつて、この問題に対するいろいろ懇談をしたとか何とか閣僚会議を持ったとかいうことを言っておりますけれども、どういふ点が話題になっておりますか。ひとつ詳細報告してほしいと思つておられます。

○國務大臣(西村英一君) 私が今度建設大臣になりましたからは、特にいまおっしゃりましたような議題につきましての議論をやつたことは事実ありません。しかし、私その前も厚生大臣をやつたのですが、その長い期間の間におきましては、全然水のことについての考えがなかつたかというわけではありません。現にやはり大きい分け方として、水を有効利用しなければならぬから、それを統一的にやりたい。しかもピンからキリまでやるわけにはいかぬからというので、まず大川川につきましてはやはり工業用水、農業用水その他を考へまして、水資源開発公園というものができた次第でございます。しかし、それもきわめて指定された河川についてのことでありまして、全国的にいま言いますと、これを一元的にどうしようというふうなことは、まだ発展しないのでございまして、全然政府がそういうことについて無関心であつたというわけではないのでございまして、しかし、まだ十分ではないのでございまして、今回のひでりの問題につきまして、やはり建設大臣は建設大臣としての発言をし、やはり農林大臣は農林大臣としての発言があり、いろいろな部門でそこを一カ所に取りまとめようとするというよ

うなことは、今度はまあ初めて干ばつに對する閣僚懇談会は持ったわけでございますが、まだ御指摘のように不十分だということは、私たちが認められるのでございまして、全然そういうことに對して関心を私わなかつたというわけではございませんが、不十分であつたということを、私は認める次第でございます。

○田中一君 かつて水を治める者は天下を治めると言っている。これはいわゆる災害に對する考え方なんです。いま水を利用するものは国民のしあわせを招くのだということばに置きかえられなければならぬと思うのです。水を大事にし、水を完全に利用するのは繁榮するわけなんです。あなたもずいぶん方々外国もお歩きになつていらつしやるけれど、日本くらい水を自由に、またかつてにむだ使いしている国はない。同時にまた、水というものがいわゆる、むろん多目的な用途もあるのですから、それはそれとしての所管大臣が閣僚懇談会でいろいろの發言をするのは、これは当然のことなんです。しかし、その当然さが不自然だと言いたいのです。たとえば農業用水が、ある地点においてはポンプアップして地下水で田植えをした。しかしながら、もうあとの水が来ないために枯死するのだ、またある地点では、あり余つてみんな水を川に流しているという現象があるわけなんです。また電力会社が水利権というものを持つて電気を売つて配当——配当といふか、利潤をあげているわけですから、だから、自分の発電をとめてまでも水を飲まそうという考え方は持たないわけなんです。これを支持するものはやはり通産省。もっと水が大きいですね、大きくどこかで水利利用の行政というものが行なわれなければならぬと思うのです。なに、米や麦はアメリカから買えばいいのだという考え方はだめなんです。米や麦はアメリカから買えばいいじゃないかという考え方はだめなんです。新聞で閣僚懇談会は何ら結論は出なかつた。そういう姿勢じゃ、われわれの生活がないわけなんです。これ

は茨城県下に起こつた現象ですが、いよいよ作付がもう一週間たつたら死んでしまふんじゃないかろうか、枯れてしまふんじゃないかろうかという問題。あそこには利根川という洋々たる大河がある。そこから羽村には四十万トン引ばつてきています。東京市民の飲料水になつてはいるわけなんです。水は余つてはいるわけなんです。自分のセクト、自分の所管のものだけを考へていけばいいんだというのじゃだめなんです。結局、閣僚懇談会は無策であつたということに結論づけられておるよつに新聞で拜見しましたけれども、そういうものじゃだめなんです。産業界のことについては、経済企画庁長官は熱意を上げています。これは歴代の長官がそうです。財界といわず、金融界といわず、あつちもこつちもやつておる。選挙資金もらうのか、何もらうのか知らぬけれども、そういうところには熱意を示している。定期的に大阪名古屋だといつてはやつておる。しかしながら、大事な、人間の生存に必要な国土総合開発、ことに水問題に對しては、そうした熱意を示したことはないんです。なほに、少しがまんしてもらえば雨が降るだろうなんというので考へていらんです。水の価値といふものは、一面、台風というもので宿命的に位置づけられている日本としては、南方で発生する台風でもつてずいぶん被害を受ける、これも一面ある。一面、やつぱりもたらした水を逃がさないといふこと、ない場合には、足りないながらも完全に公平に利用し得るといふ考え方に立たなければならぬわけなんです。これは建設大臣だけに言つべきものじゃございませんけれども、あなたもせんだつて、閣僚懇談会でもつて水問題に對してどうしようかといふことを話し合つてはいますか。不十分だつたといふよりも、何にもなかつたといふことなんです。おのおのおの持っている立場でもつて發言しているにすぎない。これを、ひとつ大きく水の問題に取組んだ内閣に水行政の元締めをつくつて、そこで一切の水の問題に對する調整をする、コントロールをするといふ根本的な姿勢を確

立しなきゃならぬと思うんですが、これは西村さんに言うだけじゃなくて、あなた、次の閣議が今度の木曜にあるでしょう。そのときに、私がこうして申し上げることを真剣に取組んで發言していただきたいと思うんです。われわれは提案されている法律をこつて審議します。少数でわれわれの意思はあまり通じないわけなんです。われわれも国民の代表としてこれは發言しているわけなんです。今度の木曜日には閣議があるはずですから、そのときには、この間のようなことでなくして、もっと水の問題に對する態度といふものをはっきりさせる。建設委員会でもつて要求がある。だから、農業用水だ、工業用水だ、何だかんだと水をおんどりしないで、総合的な見地からこの水の問題に取組もうじゃないかという姿勢を出していただきたい。あなたの當面する水の問題に對するこれからの態度として、あなたはこういうように考へるか、また、しようとするか。あなたの役目は、国土保全の意味で、災害から、水から国土を守るということの一面、あなたの所管する河川に水が流れてくるわけなんです。配分されるわけなんです。それを太平洋、日本海にそのまま黙つて捨てるべきじゃありません。その点ひとつ、どういふ姿勢で今後閣僚の一人として、内閣の一人として対処しようとするか。その点をひとつ明確にあなたの考へ方を伺ひ、かつまた、国民はあなたに、内閣の佐藤さん以下閣僚に預けているんですから、これにこたえなきゃならぬ。その態度をひとつお示しいただきたいと思つておるんです。

○國務大臣(西村英一君) 私といたしましては、いまおっしゃいましたように、やはりその降雨した水を、これを有効に使わなければならぬ、こういうことにつきましては十分関心があり、また責任もあるわけでございます。しかし、さいせんも申しましたように、大筋としては、やはり先般政府が水資源開発公団をつくりましたことも、いろいろ用途に對してもつと有効適切にそれを利用しようじゃないかといふ一つのあらわれでやつたわけでありまして。しかし、その場合も、行政の實際上の所管としては、やはりこれはいろいろ各省にまたがりますものだから、経済企画庁にその所管をまつていたのでございまして。しかし、やはりここでさらに考へなきゃならぬのは、たとえば、経済企画庁にその行政の表面上の所管があつても、建設省として力をいたしていかなければどうにもならないような現状でございまして。この水の有効利用ということについては、さらに私は強力に進めなければならぬと思つております。実は今回のこの干ばつ問題に對してございまして、私が徐々になつて今日のように、閣僚の相互の連絡をまつようじゃないかということまで發展したのでございまして。したがうしまして、もう少し有効利用しようじゃないかといふところまでは、それはだれも言えるのであります。しかし、現在の状況から一体どうするかということにつきましても、これは十分の方策を持つて進まなければならぬと思つております。したがうしまして、私もその方策等につきまして十分調査をいたしましていきたいと、かように思つておりますが、せつかくの御注意でございましてから——いま田中さんのおっしゃいました意味は十分わかるのであります。一方じゃとんどん流れておるのに、一方じゃ田植えもできぬじゃないかというふうなことにつきましては十分わかりますので、それはまあピンからキリまであるわけでございます。それから、どういふふうにしてこれに對処するかということにつきましては、やはり相當に調査をした上でないといふことには對処できないと思つて、十分御意思のところはわかりますから、今後努力、いままでも努力してきつたつもりでございまして、さらに方策等につきましては十分研究をしたといふこと、かように考へるものでございまして。

○田中一君 具体的に、各発電所が発電をとめて放水しているというケースは、最近のこの時点でございましたか。それをひとつ。

○國務大臣(西村英一君) この段階ではございませ

せん。そういう議論もいたしておるのでござい  
ます。さあというときには、少し発電をしぼって  
農業用水に向けようという議論はいたしており  
ますが、この段階におきましては、いまはないわ  
けでございませう。

○田中一君 御承知のように、国土総合開発法で  
も河川法でもどこにも見受けられるように、農業  
用水に対しては既得権という、慣行水利権とい  
う形でもって認めておる。しかし、この上にくる  
ところの、水の分配の上にくるところの政治とい  
うもの、高度の政治というものは、これは総理大  
臣の権限なんです。民族の生きるか死ぬかとい  
う問題の場合に、水は発電という一つのルート  
を通じて、産業に奉仕するだけが役目じゃないん  
です。これは、水の調整、コントロールという問題  
は、これは河川法などにも出ておる。ダム  
の水が溢水すればかなわないから放出しよう  
から大雨が降る、来そうだと、気象通報で。そ  
のときにはよし放流しようというので安全のため  
に水を放流する。それは通報して放水するとい  
うことになっておるけれども、通報が不徹底だか  
ら、よく台風シーズンになると、中州に釣り人が  
置いてきぼり食っちゃって救護をしなければなら  
ぬというような騒ぎも起きるんです。自分の企  
業の都合によつては放水もする。しかし、他の大  
きな意味の公害、災害に対してはそっぽを向いて  
いる。なんというところは、政府自身の国の行政を  
かさどる与えられた責任を果たさなさいという証  
拠でしょう。各地点を調べて、その地点に対して放  
水をすればいいんです。発電を中止させればい  
いんです。そういう具体的な手段があるにもかかわ  
らずです。おそらく農林大臣も各所の干ばつこ  
れを受けているにすぎないんであって、おそらく  
県知事なんかやっていると申すんです。しかし  
ながら電力企業というものは、強大なものです  
よ。日本の電力企業は、あらゆる産業よりも優先  
して強大なものです。資本金からいっても、規模  
からいっても、また国民の生活をささえる力とし  
ても大きなもの、強大なものです。おそらく日本

の産業の唯一でしょう。そういう企業に対して具  
体的に指示できるのは、総理大臣しかないので  
すよ。それがゴルフの芝の赤いを見て、焼けてい  
るのを見てがく然としたなんというところを、新聞  
に書かれるようなことでは困るんです。実はまあ  
あなた建設大臣だから、総理大臣じゃないから、  
もうこれ以上言いませんけれども、こういう点  
は、ひとつ十分に考えてもらわぬと、同じことを  
繰り返すだけです。三年前の東京都のあの水飢  
饉、それが一応台風で小河内ダムが一ぱいにな  
り、利根川の導水が一日四十万トン来ている。神  
奈川じゃ、神奈川から盗んでおったあの二十万ト  
ンの水は、今度神奈川県は東京には売れません、  
差し上げませんと言つてとめていますね、最近の  
新聞を見ると出ておられますね、相模川。十万吨  
の水の約束を二十万とって知らぬ顔をしておった  
という有名な話があるんです。これはさむらい  
じゃないが、盗泉の水を飲んでいた。まあむろん  
利根導水ができたからまあまあでしょうけれど  
も、私はこういう点をもう少し内閣の責任で、水  
の行政のひとつの姿勢というものを明らかにし  
て、常に対処し得るような考慮——考慮というか  
具体的な案を立てて守っていくということをして  
いただきたい。これはもうあなたこれ以上言いま  
せん。それはひとつ機会があれば、総理にそれを  
主張していただきたい。あなたが水をつくるもの  
を持つておるようなものです。河川というものを  
その意味で水資源というものはむだにしてくる  
など、かくかくの方法があるじゃないか。この場  
合にはひとつ発電もとめさせようではないか。そ  
してどこそここのものをどこそこに持つていこう  
じゃないかというくらい具体的なあなた発言を  
するくらいにならなければだめなんです。それは  
何かというところ、いま申し上げているように慣行水  
利権というのと農業用水、法律によるところの工  
業用水、上水、下水というものをこれは水に関連す  
るものです。これらが独立して、めいめいの所管  
大臣のもとでがんじがらめに守られて、またあな  
た方の各大臣の下に在るのは各局長、局長連中は

これまたその水がなくなれば、自分の局長という  
ポストもなくなっちゃうんだから、一元化に対し  
ては快く思わない。抵抗するということがあらわれ  
ておる。これをひとつ十分に考えていただきたい。  
○國務大臣(西村英一君) お尋ねはないのですけ  
れども、まあせつかくいろいろ御注意ですが、実  
は今回の干ばつにつきましても、従来利根川につ  
きましてたいへんな投資をいたしておるおかげで  
ございまして、現在利根川上流に七つのダムがご  
ざいますと、栗橋では毎秒六十トンくらいしか流  
れんものを、この農業用水のためにプラス五十ト  
ン、今日におきましては栗橋で百十トンくらい  
の水を流しておるわけでございます。したがいまし  
て、さらにこの八日には大瀬がございまして、下  
流のほうで、河川用水のところ、あるいは大根根の  
用水では塩分が非常にありますから、さらにこの  
矢木沢のダムを開放いたしました、プラス五十ト  
ンくらい流すわけでございます。そうしますと、  
ようやく下の千葉県の用水も非常にPPMが下が  
るわけでございます。威力は十分發揮いたし  
ておるのでございます。また先般来から利根川の  
用水をやりましたために、神奈川県から応援を得  
ておりました二十三万トン何かというものも、  
まあかなり神奈川県が困っているから、東京都と  
の間におきまして、それでは今度はひとつ御遠慮  
しようかということもあるわけでございます。こ  
れを要するに、やはり河川の上流におきまし  
て、いろいろ多目的のダムをつくって投資したか  
ら、こういうことができるのでございます。した  
が、いまして私といたしましては、これを全国にな  
るべく及ぼすのみならず、大河川のみならず、今  
回の予算でも、この多目的でなしに、とにかく  
降った水をためておかなければ勝負にならない  
すから、ひとつ小さなダムにも水をためておこう  
じゃないかということ、全国に新しい十カ所の  
ダムをつくることになったんでございませう。もし  
皆さん方の御協力を得れば、来年はこれを五十カ  
所あるいは百カ所、とにかく降った水をためてお

かなければ勝負にならないのだからということで、  
この新しい多目的でないダムにつきましても、相  
当予算上の抵抗があったんでございませうが、新  
しい制度として今年度は十カ所、来年度はさらにこ  
れを拡張して、とにかく降った水をためておこう  
というところに力をいたすつもりでございます。さ  
ら、どうひとつ御協力のほどをお願いを申し上  
げる次第でございます。

○田中一君 いまの建設大臣の発言、非常にいい  
発言で、そのような姿勢でやってほしいと思  
う。むろん、最近原子力発電なんということ  
を言われておりますけれども、私は発電オンリー  
というものから、熱源ということだけから考  
えれば、これは原子力発電もあるいはコストが安  
くついでいいことなる時代も来るかも知れない。  
しかしながら、日本の場合はそういう水の問  
題がある。何もして水で発電だけというわけ  
ではございません。いま言うように降った水を  
いかに守るかということ、建設の役目です。私  
はいまあなたの案には大いに賛成ですから、御  
協力申し上げます。

そこで、自治省来ておりますね。下水道財源の  
負担の問題なんですよ。今度、率も四分の一、三  
分の一から十分の四になったから、これは伸びて  
おると言うけれども、この程度のものでは困るわ  
けです。いままで建設省が予算づけをする下水道  
の補助金を、私の記憶するところでは、数年前に  
は地元負担が高過ぎるのでお返しをすると言っ  
てきた例を再三聞いておるんです。これは竹内局  
長もわかっていると思ひますが、そういう例があ  
るんです。むろんこれは予算は残ってやしま  
せん。そこで要らなくてもわきへ回してやしま  
す。きにはほしいところもあるんです。これは結局、下  
水道はどうしても必要だけでも負担が重過ぎると  
いうのが、補助金をお返しするということな理由  
だと思ふんです。それでこれは竹内さん、局長の  
ほうには結果としては出てこないんです。結果と  
しては、どこが年間の補助金は使っているんで  
すから、出てこないんですが、しかし断わられた

第三十二部 建設委員会会議録第十二号 昭和四十二年六月六日 【参議院】

例は、たくさん私はよく知っているんです。で、これは三分の一、四分の一が十分の四に伸ばたというこの裏づけ、裏づけというか、この理由は、この緊急整備五カ年計画というものが策定されて五カ年間で完成するというわけじゃない。繰り返して言うつと、五カ年間で三〇%、五〇%というような、非常に率の実態は低いところもあるんですよ。五カ年間で一応何らかの形を手をつけるという程度に、あるいは半分ぐらいで上がるだろうというところであって、これじゃあ困るんです。下水道というものは路線なわけですから、道路が途中で切れたんじゃあとても利用にならないと同じように、一応の完成をしなければ、一応の水路がでなければ利用できないわけなんです。私は、国はなるほど五カ年計画をつくって、そしてこれは市民に、市民というか、地方の行政庁に対してこれでやれと、これでやるのだと言っていますけれども、地方計画というものは調整していません。この計画に基づいて適当な計画を立てるということなんです。これはおそらく補助率なりあるいは起債の面でもって非常に窮屈なために、そういう意欲がわかない地域が多いのではないかと思っています。補助率をもっと上げる、緊急として銘打つならばうんと上げる。そうして補助率を上げて、そうして地方計画を全部一々都市局はこれを検討して、よろしいと、そうしたならば自動的に起債ももう認め、地元が了承し、地元負担が一参重いんです。地元が了承し、建設省がこれをこの五カ年計画に基づいてこの計画ならよろしいと、これなら八〇%できるという場合には、自治省がその要求を酢だコンニャクだ言わないで、金額これを認めるという態度が望ましいんです。その点はどうか。いままでの下水道の地方債等は、どういう形でもって認可されているか。認可が許可知らぬけれども。

○説明員(龜谷礼次君) 御質問にもございましたように、補助事業ないし単独事業といたしましての公共下水道の整備につきましては、その財源と

いたしまして国の国庫補助ないしは地元負担に對しましては、維持管理の面の財政需要を含めまして、建設の面では地方負担額の相応分を地方債でまかなう、なお維持管理の面については、財政需要額を算定いたします交付税で見ると、こういう考え方があったわけでございます。御指摘もございましたように、昭和四十二年におきましては、補助率が若干正と申しますか、改正をされたのでございますが、まあ従来におきましても、この国庫補助の見返りといったし、裏負担につきましては、下水道の財源の負担区分の考え方に沿いまして、所要の財源を地方債で見つたのでございます。すなわち、昭和四十一年度までにつきましては、お話にもございましたように、大規模下水道につきましてはおおむね大都市で四分の一、その他中小の下水道につきましてはおおむね三分の一という補助制度でございまして、これについては裏負担としまして、大規模下水道については起債充当率をおおむね事業費の六〇%、それから中小下水道につきましては、一応事業相当額の三分の一を自己財源でまかなうという考え方のもとに、おおむね三分の一を基準といたしまして起債の充当を考えたわけでございます。今回の新年度におきます起債の充当につきましては、もおおむね前年度までの考え方を踏襲しておりますが、お話にもございましたように、補助率の改正等もございまして、従来よりは充當につきましても高めてはおりますが、低くなるということはないかと思っております。

○説明員(龜谷礼次君) 交付税では従来、今年度のように一元化をされておられません段階におきま

しては、都市計画ないしは終末処理の關係でそれぞれ所要の財源を見ておりましたが、今年度下水道事業の一元化の見道しがつきましたので、交付税法を改正をいたしまして、従来の両事業を一本にいたしました。新たに下水道費という費目を算定をして、この内容としましては、一般会計から特別会計である下水道に繰り入れるべき相当額を対象といたしまして、この中で維持管理ないしは建設費相当分の財政需要額を、従来より増額をいたしまして積算をして繰り入れる、こういう考え方はどうでしょうか。

○田中一君 ところで、建設省に伺うのですが、これだけの緊急整備五カ年計画を策定するにあたって、財政当局に要求した補助金の補助額原案はどのくらい要求しておりますか、当初で。

○説明員(龜谷礼次君) 御指摘の点、早急にいたしてください。資料、いいですか。

○田中一君 ところで、建設省に伺うのですが、これだけの緊急整備五カ年計画を策定するにあたって、財政当局に要求した補助金の補助額原案はどのくらい要求しておりますか、当初で。

もに二分の一、それから流域下水道につきましては十分の六を要求したわけでございますが、結果はそれぞれ大都市、一般都市十分の四、流域下水道一律十分の四、こういうことになったわけでありませぬ。

○田中一君 大臣こんなことじゃ困るのです。あなた、事務当局はそういう要求をした、どうしてこんな……多少、このくらいふえてくるけれども、あなたの当初の要求というものがちっとも貫徹されたいわけなんです。もっとも要求したときあなたはいましたか、策定時代に。

○田中一君 受益者負担金は、この都市計画法の第六条二項でもって規定されているわけなんです。これは改定する意思はないのですか。もっと軽減することなんです。大体現在五分の一ないし三分の一までのものを徴収することができるといふことを書いていますけれども、これは建設大臣、ずばりともっと低くしたらどうですか。それから都市計画法に基づく各事業のうち、地元受益者負担、地元負担というものは、どのものにとどれくらいとっているかということ、ひと

○田中一君 受益者負担金は、この都市計画法の第六条二項でもって規定されているわけなんです。これは改定する意思はないのですか。もっと軽減することなんです。大体現在五分の一ないし三分の一までのものを徴収することができるといふことを書いていますけれども、これは建設大臣、ずばりともっと低くしたらどうですか。それから都市計画法に基づく各事業のうち、地元受益者負担、地元負担というものは、どのものにとどれくらいとっているかということ、ひと

つ全部出してください。都市計画に基づく地元負担というものが下水道にはかくかく、道路にはどう、どれにはどうと、事業別に出していただきたい。この六条の二項という内容を……。

○政府委員(竹内藤男君) 現在のところ、都市計画事業の中で受益者負担金と銘打って取っておるのは、下水道だけでございます。ただ街路等におきまして地元負担をさせている例はあると思えますが、それは受益者負担金という形ではなくて、事実上舗装等の場合に地元が負担するという形を出しておる例はありますけれども、受益者負担金として出しておりますのは、下水道だけでございます。

○田中一君 それじゃ地元負担として都市計画事業の中で地元負担に依存している事業というものを、全部一覽表で出してください。いま説明できれば説明してくれてもけっこうです。

○政府委員(竹内藤男君) 実は、私のほうで詳細に掌握しているわけじゃありませんけれども、調査はいたしますけれども、若干時間を要すると思えます。それでよろしければ出したしたいと思います。

○田中一君 じゃ出していただきたいと思えます。

それから、工業用水、上水道、これの負担は、大体工業用水については企業側の使用料金で採算しているということですね。これはあなたの所管じゃないけれども、ただ、これに対しては地盤沈下対策とか、地下水規制の見返りで、国が一部を補助しているということがある。上水道の場合には、全然初めから使用料金によって独立採算が立てられているということになる。しかしながら上水道の場合でも、幹線の問題だけを、幹線路線というか、これだけを事業主体が負担して、使用料金、水の使用料金がまかなっているけれども、自分のところに引くというか、引き込み線というか、引き込み路というか、これはおのおのの負担です。そこで現在の下水道の負担というものが、建

設費の負担ということになるのです。建設費の負担。地元負担という、いわゆる受益者負担ということとは、そこでこれは自治省もわかるところけれども、どういふ配分率で——地域地域で違うと思うが、いわゆる公平な平均したものを取っているのか、たとえば、いまの上水道にしても幹線は引いてあるが、自分のところへ引くために負担するということとは、自分のところからせめて大下水に流し込めるまでの費用は、自分が負担するということになってはいるのですか、その区分というか、実際の地方行政でやっていることは、どういふところで率をきめているか、負担率というものを、住民個々一律にこれを取っているか、この点はどうですか。

○政府委員(竹内藤男君) 受益者負担金を取り出す場合には、総対の事業費をはじまして、建設費も。それにわれわれのほうは、三分の一、五分の一ということになっておりますが、どれくらい全体として受益者負担金でまかなうかということを含めまして、その費用を各所有権者あるいは事業権者という権利者の持つております敷地の、土地の、宅地の面積割りで配分するということになっております。

○田中一君 そうすると、都市計画税というものは、あれは何に使つて税ですか。

○政府委員(竹内藤男君) 都市計画税は、法律によりまして目的税でございます。都市計画事業、すなわち下水道を含めます都市計画事業、下水道、街路、公園事業という事業と、それから区画整理事業、これに充当できることになっております。

○田中一君 そうなると、下水道料金は二重徴収されているような形がある。下水道施設というのは、都市計画の一つなんです。ところが、都市計画税を取らなければならないが、かつ受益者負担しなければならぬというものは、二重に費用を分担しているということにならざるを得ないが、その点はどうですか。

○政府委員(竹内藤男君) 私どもの考え方は、都

市計画税のほうは、都市計画事業の実施によります。一般的な税金、すなわち街路や、公園や、下水道等の各種の都市施設が整備されて、その都市計画区域内の全体の居住環境が改善され、土地利用が増進されるというような、一般的な受益を根拠としてこれが目的税として課税する。受益者負担金のほうは、特に著しい受益が、ある特定のものについた場合に、生じた場合に、その者に対して受益者負担金を課する。下水道で申し上げますと、下水道を整備いたしますと、都市全般の環境の衛生の向上でございますとか、あるいは水質保全等による住民の全体の都市環境の改善ということが、一般的な利益として考えられますが、その場所が下水道が整備されることによりまして、この土地がいままで排水が悪かったところはよくなる、あるいは低廉な費用で水洗便所化ができるとかいふような特定住民個々に対する著しい利益があるということが、受益者負担金の根拠でございます。したがって、都市計画税のほうは土地家屋の価額を標準として税金として広く課しておりますが、受益者負担金のほうは、その受益の限度と対応させながら課していくと、こういう形で二つの負担がそれぞれ成り立ち得るといふような考え方を持っております。

○田中一君 ぼくには成り立たぬけれどもね。ただ、こういうことが言えるんじゃないかと思うのですよ。たとえば、これは大下水を含めたものだけかと思うが、大下水に放流し得る地域のものだけから取っておるのだということならば、これは一応の公平というものを考えた場合には、地下水をくみ上げて、まだ排水をため池をつくって吸い込みにしているなどというところは、それはまだかかってこない。しかし将来五年後に、計画があるから、計画が実施に移されるまでは取らないんだと、排水が何となく、主管路というのか何となくのか知らぬけれども、そこに流れるまでは取らないんだと、こういうことならば一応納得できるように思いますけれども、その点はどうなんですか。計画全体が五年後にできるんだと、し

かしながら、こんなものは下流から大体進めてくるはずだから、終末処理は大体下流から始まる上流にいくに従って負担をしていくという形のものか、全体に一網かけて、十五年先になるか二十年先になるかわからないけれどもそれを取られるのだということだと、受益者負担という形にならないと思うので、その点は自治省あたりでもそういう関係を調べて、何かそういう事例を知っていますか。

○政府委員(竹内藤男君) 受益者負担金を取り出す場合には、負担区というものをきめてとっております。その負担区につきましては、大体われわれは三年ぐらいで下水道が整備される、管渠のほうでございますが、そういうようなことを目途にいたしまして負担区をきまして、その負担区から取るというふうな考え方でやっております。

○田中一君 それはいわゆる幹線の地下水といっているのか、それともいま言われたのは管渠ですか、開渠というのか……。

○政府委員(竹内藤男君) 開渠ではございません。管渠、ほんとうの公共下水道の管渠でございます。

○田中一君 そうすると、三年なら三年計画では、その区域はその事業計画の許可と同時に全部払うんだということですか。それは受益者負担金は一時金ですか、それとも三年なら三年分納する形ですか、どういふ形になります。

○政府委員(竹内藤男君) 原則として三年ぐらいの分割払いにいたしております。

○田中一君 そうすると、その区域は全部一律に一律の額を三年で払うということですか。

○政府委員(竹内藤男君) 三年に分けて、三年とききました場合、三年に全体の額を分けまして分担させることにはいたしております。

○田中一君 そうすると、全体の計画はそうなっておつても、かりに下流というか終末処理場に近いところはもう一年目からどんどん下水は流せるが、一番の上流というところになれば不公平じゃ

ないですか。自分でもって、やはりその二年間というものは、最後の放流というか、排水するまで是不公平じゃないか。

○政府委員(竹内藤男君) 三年たてば流せるわけでございます。ただ、その終末処理場ができない場合には、終末処理場につながらないという問題がございますが、排水はできる、こういうことになっております。

○田中一君 しかし管が敷設されなければ流せないじゃないかというのです。片方は一年目に流せるし、一番上流というか、そこは三年、完成しなければ流せないじゃないかというのだ。その間不公平があるのじゃないかというのだ。

○政府委員(竹内藤男君) 通常下流からやってまいりますので、その負担区につきまして、まあ原則として三年で事業をやれば管がそこは埋まるわけでございます。流せることになるわけでございます。

○田中一君 三年目に流せるのであって、一年目には流せないのじゃないかというのです。そうすると、その排水をどうその人が処理するか。処理をしなければならぬのです、自分です。

○政府委員(竹内藤男君) それはおっしゃるとおりでございます。したがって、われわれといいたしましては、その負担区を設定しましたところに計画どおり事業ができるように進めていきたいと思つておりますが、同時に下水道が確実にそこに入るといふことになりまして、土地の利用の増進を見越してやはりある程度地価が上がるというふうなこともございますので、あらかじめ負担金を取ったほうが、その上があった土地をあつて買つてというふうな人もあつて出てまいるわけでございますので、そのほうが公平じゃないかというところで、先に負担金を取るわけでございます。

○田中一君 まあそのことはあとにします。東京都の水道局長来ておるそうですから、いま新知事で忙しいから、一点だけ質問しておきます。あなた——佐野さんというのか、都市局が出している「新下水道整備五箇年計画の

概要」の中に、——これは資料を上げて下さい、委員長。

○委員長(藤田進君) 持っておりますか。

○参事(佐野幸作君) 持っております。

○委員長(藤田進君) 差し上げて下さい。

○田中一君 「流域下水道の整備」、これはまあ「同一流域内の多数の都市の下水道事業を効果的に遂行するため、流域単位の下水道事業を強力に推進する」、私はこの思想の論者なので、やっぱ、こういうことを下水道事業では考えなければいかぬということを言っておる。そこで、卑近な例としてあなたに一べん伺っておきたいと思つたのは、これはまあ地方々々によってその地方の選挙によって選ばれた市長がいるわけでありまして、事情によって違ふと思う。またいるんなら、非常な問題があると思つたのです。これは地元の人のためというのを考えるならばこれは何にも関係ないのですけれども、私一つの考えとしてこういうことを考えてみたのですけれども、御承知のように調布の市長——調布、三鷹、武蔵野、保谷、田無、この五つの市長は、これはわが党の市長なんです。これは地域が全部同じ地域なんです。はたしてここにそれぞれ整備された下水道が完成しておるかどうか、ちょっと私調べてないわけですが、これは私、あなたに伺いたいわけですから、それで、この際、これを広域下水道と、こ

う呼びたがっておるのですけれどもね。このせめて五つの都市が共通の下水道計画を立てる、そうして放流する場所は調布ですから、調布辺に終末処理場はつくらなければならぬと思つたわけでも、そうしてこれに先行するものは何か。これに先行するものは何か。これに先行するものが都市計画なわけですか。都市計画ができておる、おののめいめいかってに都市計画をやっておる、これはもう全然二重投資、三重投資になつて問題にならないわけなんです。だから、各市長がそれぞれ自分の行政区内の都市計画を行なつております。それに先行して、やはりまず広域下水

道、この五つの都市あたりが広域下水道という考え方です。下水道の計画をまず立てる、そうしてそれら五つの都市が一つの共通の都市計画といふものか、こういうものを考えてやたらどうであらうか。一つのモデルケースとして、水源があるのですから、そういう考え方を美濃部知事が指導して、テストケースとして実現するようにしたらどうかという考え方を持っておるのですが、その点は佐野さんどう考えますか。

○参事(佐野幸作君) 御指摘の点につきまして、趣旨としてきわめて私もけっこうだと存じております。しかし、都におきましても、ほかの市町村の公共下水道を現在の下水道法第三条第一項によります趣旨によりますと、それぞれの市町村は、管渠はむろんのこと処理場までもつくらなければならぬたてまえになっております。これは能率の面、または財政的に見ましても必ずしもいいことではない。また多摩川の水質保全の面からいっても感心しない効果的でないということか

らいたしまして、私のほうでは、東京都ができるだけのこの三多摩の市町村につきまして、公共下水道の助成をするという根本的なたてまえをとつております。その方法といたしましては、二つの幹線を大きな管渠、これは大體従来の河川を利用して、それぞれ市内の、町の中の下水管渠は、それぞれそれぞれの市なり、町なりでやっていたで、そういうところで、いま幹線につきましては、一号幹線、二号幹線、二つの計画がありまして、一号幹線の用地買収をいまやっております。これは、なかなかなか地元におきましては、これはほかの市なり町から流れてくる汚水が通る用地だということ、ちよつとまあ抵抗があるようございまして、それぞれに買収計画をいま進めております。

それから処理場につきましては、これも二つか三つの案がございまして、なるべく数多くつくるといふ考え方は、前段申し上げました趣旨から見ると、これは不経済である。この維持管理も非常にむずかしいということ、なるべく少なくする、か、五つづつくるか、という案をいま立てておるのですが、さらにもう一つ飛躍しまして、東京の都区内に近いところの狛江とか、調布とかあるいは武蔵野、三鷹、こういうところにつきましては、むしろこの海のほうに引っぱつてくる。太田区の森ヶ崎というところに、いま大きな処理場が建設されて一部稼動しておりますが、そこまで水を持ってきたほうがいんじやないか。そうすれば多摩川の水の浄化の点においてもいいのじゃないかというふうな案を練っておるような次第でございます。

いう計画を立てる。その計画を立てなければ、い  
ま言う広域的な下水道というものは手がつけられ  
ないわけなんです。そうすると、いままでのよ  
うにその場限りの、団地ができたから団地を流  
す。そうすると幹線の管が狭過ぎてもう一ぱいで  
どうにもならぬということになる。そういう点に  
ついて、積極的な補助率の引き上げ等を考え  
ることはできませんか。私は東京都がいま具体的  
に、あとで要求しますが、具体的なそういう計画  
を、広域下水道の計画を、資料を出してほしいと  
思うのですが、建設大臣、それに対するどうい  
う考えをお持ちですか。

○国務大臣(西村英一君) 大体そういう方向に向  
かっております。河川にそれぞれの町村がやられ  
て、同じ河川に、いわゆる流域を同じにするこ  
ろはやはり共通のをやらうじゃないか。現在で  
も大防の寝屋川北部、寝屋川南部、それから荒川  
左岸、この三カ所で実施中でございます。計画も  
その他数カ所あるようございまして、ぜひとも  
この方式で、これは町村が共通に同じ河川に面  
しておれば、そういうことはできるわけでありま  
すから、ぜひともこの方式を進めたいと思ってお  
ります。ただやる場合に、各市町村が歩調が合わ  
ないと、わしのほうはそういうことはあと回しだ  
と、こういうのが中にあるとちよつと困るわけ  
で、広域のあれにならないわけですから、したが  
いまして、そういう場合にこの下水道の処理を各  
自治体がやるというたてまえは一応ありますけれ  
ども、こういう場合は府県でやらせるとか、ある  
いはまた国がやるか、施行の実施の方法につい  
ては、少し研究しなければならぬかと思ってお  
ります。それが最も能率よくやるためには、その方法を  
建設省として推奨したいと、かように考えてお  
る次第でございます。実例等は、もっと詳しく  
説明が要りますれば、政府委員から説明をさせま  
す。

○政府委員(竹内藤男君) 現在実施いたしてあり  
ますのは、大臣から御説明になりました寝屋川北  
部、南部、荒川左岸の三カ所でございまして、それ  
から本年度から実施いたしますのが猪名川、大阪  
でございます。猪名川と安威川、この二カ所、流  
域下水道を今年度から実施いたします。  
○田中一君 これは流域下水道となっているので  
すね。平地流域という、流域の範囲に入るかど  
うかわからぬところもあるわけですね。こっちは  
多摩川と荒川だ、東京の場合は、それでその放水  
する場所が、その流域だということをおっしゃ  
るわけですか。  
○政府委員(竹内藤男君) 下水道は、御承知のよ  
うに、自然流下で流すもんですから、必ずしも行  
政区域に限らないで、一つの河川の水を集めます  
ように流域単位で下水道をつくっていく、こうい  
う考えであります。  
○田中一君 自治省、局長かい、あの人のだれだ  
い……。  
○委員(藤田進君) 自治省は第二課長です。  
○田中一君 あなた専門の方なの……。だれかの  
確にずばり返事する人呼んでくれぬかな。どう  
も君、作文読んでいるようで幅がないのでね。あ  
なたでいいかな。——こういうことなんだ。そう  
いう考え方に立つならば、下水道法を根本的に変  
えようじゃないか、法律そのものを変えようじゃ  
ないかということなんです。最近生まれてくる三  
万カ四方の都市が全部市になって単独の事業を行  
なう。自治権というものだけというだけでは解決さ  
れないものがたくさんあるのですよ。そうなれ  
ば、根本的にいろいろ下水道法を変えよと、——  
私はいまの大臣あるいは竹内君の意見は大賛成な  
んだ。その場合、自治省は一体また抵抗するかな。  
地方自治に対して、都道府県にとやかく言うのは  
けしからぬじゃないか、おれたちはおれたちで  
もって自分でやるんだ、こういうふうな思想が自  
治省の中にあるわけだ、常に。しかし、それをも  
う乗り越えてしななければならぬという事象が、都  
市下水道というものはもうあらわれているわけ  
なんです。せんだって自治省は、あなた、課長  
さん知らぬだらうけれども、せんだって東村山  
だったかな、市では、国庫資金を出している、あ  
るいは融通している四つないし五つの団体が住宅  
群をつくっているんです。そこに八千戸あるわけ  
なんです。こういうことも考えてみると、これは  
地方自治体はもう音を上げていくわけです。これ  
にはやはり広域な都市計画が策定できないとい  
うらみがある。いまの下水道の問題も広域下水道  
というものを計画しても、それは都がかってにや  
ればいい、大体各市の自治権をおびやかすもの  
じゃないか、おれのほうはおれのほうでかかって  
やるんだ、おれの行政区域はこれだ、こうなると  
むだがある。それじゃほんとうの混乱が続くわけ  
なんです、都市としての。これに対して自治省は  
どういふ見解を持っていますか。  
○説明員(亀谷礼次君) 私、公営企業を担当して  
おります意味で、今回自治省を代表して出ており  
ますが、あらゆるすべての面につきまして御答  
弁できかねる点もあることは、たいへん恐縮に  
思っておりますが、広域化の問題に連関した都  
市計画法との関連における御質問の内容につきま  
しては、自治省としてはいろいろ考えを持ってお  
りまして、下水道のみならず、水道その他  
昨今の行政の広域化の問題には、十二分に対処し  
ていくという必要性は考えておるわけございま  
す。ただ都市計画そのもの問題になりまされ  
ば、市町村の自治体としての機能、それからもっ  
ぱらその地域における諸般の施策につきまして  
は、当該市町村が最もその任に当たる分野として  
適任であるという面もございまして、総合的な調  
整については、国においてとる必要があるかと  
思いますが、法そのものについて地方自治体の権  
限を必要以上に調整をするということについては、  
十二分に検討していかねなければならぬのではな  
いか、こういうふうにご考慮するように理解をい  
たしております。

○田中一君 いまの話は多少引つかかるとこ  
ろがありますね。そこで佐野さん、いまあなたの  
答弁されたことを具体的に、むろんこれは各市  
長を説得すればいい。いまあげた調布、三鷹、東  
村山、保谷、田無などというところは社会党の市  
長なんだから、これは話がつくはずだ。けれども  
ほかの市の場合なかなか話がつかぬと思うので、  
これはどこまでも自治省がそういう地方自治のた  
てまえで、ここにひとつ抵抗する場所があるか  
ら、ほかの市長さんたちも抵抗するかもしれない  
のです。下水道には社会党の下水道、自民党の下  
水道、共産党の下水道などないんです。住民の下  
水道なんだ。まず、これは、あなたの計画されて  
いるもの非常にいいと思うので、その計画を私は  
ほしい。それはひとつ委員長に要求してほしい、  
その計画は。それで、建設大臣、いまの自治省の  
課長の答弁……。  
○委員(藤田進君) よろしゅうございませうか、  
佐藤参考人、いまの資料がほしいという要求。  
○参考人(佐野幸作君) 資料を提出いたします。  
○委員(藤田進君) じゃ佐野参考人、たいへん  
どうもお繰り合わせいただきましてありがとうございます。  
○田中一君 そこで、西村さんちよつと引つかか  
るところがあるんです。自治省の考え方にその  
方向がいいならひとつつくりと、あなた自治大  
臣と相談して、この下水道の法案の仕上げは、衆  
議院にもう一べん返してもいいですから、七月ご  
ろまでゆくりやりますから、それで一べん話し  
合せて、一部改正を、修正をしようじゃないです  
か、あなたのねらっている方向に。それはおそら  
く参議院の建設委員会の諸君は、同僚の委員は  
きつと賛成すると思うんだ、あなたの考え方に對  
して。私はまっとうから賛成だ。ひとつまだ時間  
があるんだから、それひとつ修正しようじゃない  
ですか。われわれが修正してもいいんだ。どうで  
す、西村さん。  
○国務大臣(西村英一君) この流域下水道とい  
うのは、ごく最近の考え方なんです。それで、ま  
だ、いま申しましたように、一カ所もでき上が  
っていないので、実施中でございます。この方法  
は、まさに能率的にはいいと思えます。しかし、  
これは地方自治という問題もありませんから、やは  
りこれをさらに検討していかないと、しかも実施

を進めるといふことが必要でございますので、私としては、今回提案している法律以外で、さらにそれを訂正して進めていこうという意思は私を持っておりませんが、だんだんこういうふうな方式になっていくのじやないか、その場合にいろいろ考えなければならぬことがあるんじゃないかととうことだけは、いまも思っているわけでございます。今回改正をするということは、もうしばらく検討してからにいたしたいと、かように感じている次第でございます。

○田中一君 私は常々考えていた、いままでずっと。あなた方もいま気がついたようなうそを言っているけれども、いま気がついたんじゃない、前から気がついてるんだけれども、抵抗があったからできなかったんでしよう、竹内君。いまじゃないんだ、ずっと前から考えているんだ、こういうことを。そうでなければだめだということですね。新しい都市をつくるのに、都市の推定人口というものを、いろいろなものを含めた人口増というものを、社会増ばかりじゃありません。人為的にふえるわけですから、そういうものも根本的に考えておかないと、都市問題は解決されないですよ。私がここで修正しようなんて言っちゃって、あなたが承認するはずがないのに質問したわけなんですけれども、しかし、その方向にはどうしてもいかなければならぬと思つてます。自治大臣にもこの次に一べん次回でも来てもらって、そうしてゆっくりとここで自治大臣にも質問してみたい、その問題。あなたの答弁はそのくらいでしようからいいですが、竹内君、何かあるかな。

○政府委員(竹内藤男君) 流域下水道の問題は、われわれも強力に進めるために、事業主体をどうするかという問題を研究しているわけでございませうが、一つは財政負担、先ほど先生の御指摘の財政負担の問題がございませう。やはり負担率をある程度引き上げないと、これを別の事業主体にするというところが、なかなかむずかしいのじやないかと思つてます。この問題につきましては、最近都市への急激な人口集中のために河川のほうがいま

まいておられます。したがって、都市河川の改修ということがいまま非常に問題になっており、緊急にやらなければならぬ問題になっておられるわけでございます。先生御承知のように、河川というものは全部府県がやっておりますので、府県がさらにその上に広域下水道まで引き受けるかどうかという点について若干問題がございませう。さらに管理費の問題がございませう。流域下水道幹線だけでなく終末処理場の管理費を、どういふふうに関係市町村に分担させるかという負担方式等の問題もございませうので、われわれとして鋭意この問題を検討いたしまして、早急に解決してから、事業主体について決着をつけたいというふうな考えでおります。

○田中一君 それはそう答弁するよりしようがないと思つておられますけれども、この方向でいかなければ都市問題解決しないんです。東京の場合には、いま申したように緊要の問題です。いま目の前の問題です。まあ法案出したのだから、建設大臣は、これをもう一べん修正してくださいということとは言わぬだらうけれども、次回まで一私の持ち時間来たからここでやめませう。この問題は、今度自治大臣に来てもらって、そこで、もう少し最後の質問をしたいと思つてます。きょうは私の質問はこの程度で終わります。

○春日正一君 補助率を十分の四に引き上げるといふことですが、四十二年に比べて四十二年度と比べていふるか、わかりませうか。

○政府委員(竹内藤男君) 公共下水道で四十一年度は約百三十億円でございませう。四十二年度は百八十二億でございます。五十二億、それから終末処理場におきまして、四十一年度が四十三億六千万円でございませう。四十二年度は五十五億八千万円でございませう、十二億余、こういうことになりませう。

○春日正一君 それでその程度ふえる。私のほうでは都市局関係予算説明といたすと、四十一年度の事業費千九十一億四、国庫補助金二百三億四、一八・六。これはパーセントは私のほうで計算を出しておられます。それから四十二年度が千二百五十八億、国庫補助金が二百七十億、二一・二。若干パーセントがふえておる。この計算でいくと百六十七億ふえておるのですけれども、これだけふえたということは、きつきも話のあった物価の値上がりその他から言え、そうたいしてふえたということにならない。この四十二年度千二百五十八億に対して、大体起債といふのはどれくらい見込まれておるのですか。

○政府委員(竹内藤男君) 地方債は五百三十五億、管路の分が四百十億、終末処理場の分が百二十五億でございます。五百三十億見込んでおるわけであります。

○春日正一君 まあ新五年計画で事業規模が大きくなって、補助金もいまいた程度しかふえないということになると、当然国として地方財政に手当てしてやるものは、まあ起債ということになるわけですが、大体九千三百三十億ですか、この間出てきた。あれの中で起債はさっきの質疑聞いておられますと、全体の平均で三分の一というふうな話がちよっとあつたようですけれども、大体その程度のものがずっと起債として見込まれていく。正確な計画はないとは思つておられますが、大ざっぱに言え、このくらい、三分の一くらいのもので大体起債として見込まれていくということになるわけですか。

○政府委員(竹内藤男君) 起債のつけ方は、一般都市と六大都市で若干違つておられます。一般都市につきましては補助事業につきましては、先ほど自治省から説明がございましたように全体の補助事業費の三分の一、それから単独事業費がございませう。単独事業費につきましては三分の二を起債、それから大都市につきましては全体事業費の六五を起債、こういうことの方針でやられているわけでございます。

○春日正一君 そうすると、起債が非常にふえている、事業量の拡大に伴つて起債がふえている。この間提出された資料で見ると全国で水道関係の地方債現在高が昭和四十年末千五百四十億

円、その償還する利息だけで七十六億という勘定になっておるのですね。だからこれは年々大きくなっていく。そして東京の場合を見ますと、これは私も調べたのですけれども、東京の現債高が七百四十八億、四十一年度末、四十二年の支払利息が六十億六千八百、しかも料金収入は五十二億七千万ですね。大阪の場合も現債高が二百十八億、四十二年の支払利息が十九億四千万、料金収入が十七億九千二百。京都の場合でいうと、現債高は百五億、支払利息が四十二年で八億四千八百、料金収入が五億百万ということ、まあ現在すでに元金入れずに起債の支払い利息だけで料金収入を凌駕しているし、この傾向といふものは、起債がさつき言つたような形でふえていけば、ますます大きくなっていく。そうすると、水道会計はパンクしてしまつたのではないかと。たとえば東京都の場合今年度の水道の計画を見ますと、まあ企業債三百億、出資金四十八億三千万、この中に都市計画税が十億入つておる。それから国庫補助金が五十六億四千万、留保資金二十九億一千万、その他ということではまかなくて、そのうち計算をやりましても実際には赤字が四億四千万、水道関係ですべて赤字という形で出されておるし、それから京都の場合でも赤字が十億一千七百万というふうな形で出されておるというふうな、こういう大都市ですべてに下水道会計で赤字といふものを計上せざるを得なくなつていくような状態、そうすると、そこへさらに起債がふえていくということになれば、当然この赤字というふうな状態といふものは、こういう大都市に限らず全般的にふえていかざるを得ないということになると、この始末をどうするか。その点は、どういふふうにおいでになるか。

○説明員(龜山礼次君) 下水道特別会計の収支についての御質問でございますが、先般御要求によりましてお手元に差し上げました適用団体二十五団体の決算状況がございませうが、いま先生おっしゃいましたように、確かに現在公営企業法を適



用しておりますこの二十五団体について見ますと、収益収支の面だけでも黒字が団体の総額で三億、赤字団体の合計で十億、差し引き単年度で、三角が落ちておりますが、約七億の赤字が出ていますのでございます。なおこれ以上の資本収支の面では、毎年急激にふえております建設投下のための起債の償還が、非常に大きな重圧となっております。建設資本の投下に伴う資金繰りでは、単純比で約五十億の赤字が出る、こういう形になっております。ただ、確かにこの建設投資に伴う借り入れ金の償還あるいは支払い利息の問題が非常に大きいことは、御指摘のとおりでございますが、今後やはりこれらの問題を是正していきま

使用者の面でもどういふふうか、この問題についても十分に検討いたしましてある程度これが制度化された形で円滑に運営ができるような方途を、至急に実施面でのせていかなければならぬであらう、こういうふうか考えているわけでございます。

れによってやれば相当地方自治体に利益があるのだ、金の面でも利益があるのだというようにことを説得しないと、ある町村がそっぽを向けばできぬわけでございますから、これは私は特に力を入れて、補助率の点も十分に考えなければならぬと思っております。また一方、この工事をやる面の工法等につきましても、実はいろいろやり方があるようでございます。したがって、この方面も能率のいいようなやり方につきまして、相当にこれはそのほうの建設業者の方々にもお願いするところが、たくさん私はあるように感じておるわけでございます。一方、金利の問題等につきましても、起債の金利の問題につきましてもあります。起債の金利の問題につきましても、現在これは二〇%しか普及していないというものを、相当短い期間で普及率を高めようとするれば、政府もあらゆる点からこの問題について考えなければならぬと、かように私は思っております。

という項ですね、ここがどのように処置されているのか、この点を聞かしていただきたいと思えます。特に「都市計画税の徴収を推進し」というふうになっておるし、こういう点について実際どういふふうかという第一の御質問でございます。いと思ひます。

が、今後やはりこれらの問題を是正していきますために、先ほどからお話のございました広域あるいは流域下水道等を中心にしたこれらの緊急を要する事業に対します国の財政制度における改善、あるいは前進措置及び借り入れ金に対する種々の条件を緩和する必要があるのではないかと。たとえて申しますと、現在これらの建設資金は約八割を政府資金でやっておりますが、その残りは依然として公営企業債を含めた市場公募債でございます。こういう問題もございまして、自治省といましては、昨年来予算につきましては、たとえば現在水道については市場債のうち公募債について七分三厘を特に三厘下げまして七分にいたしまして利子補給をいたしておりますが、こういった考え方と同じ方向をとっていくのでも金利の重圧を下げる方向を考へるべきではないか、ないしはこういった市場債引き受けの償還条件等につきましても、政府資金と同じ程度にやほり条件をよくして毎年度の資金繰りの重圧を幾分でも軽くするようにすべきではないか、こういった問題は検討しておるわけでございます。と同時に、本来この下水道会計というものをどういふふうに見るかということになってきますと、建設省のお話もございましたように、建設ないしは維持管理の面について、やはり負担区分と申しますか、これをやはり施行主体あるいは国の助成制度ないしは維持管理の面における受益者、あるいは

○春日正一君　そうすると、自治省としては、この赤字の問題に対してやはりその始末をしようということになれば、国の補助率を大幅に引き上げていくとか、あるいはこの起債の条件を緩和して負担を軽くしていくとか、そういうこともまあやろうというふうか考へておるといふことですね。その点で建設省のほうどうですか、大臣、これだけ三倍にもふやして五カ年計画をやっている、それによって起債がふえていくと七分何厘を六分何厘に下げたくらいじゃ、やはり利子支払いの総額がふえるということは避けられないでしょう。そうすると、どうしたって水道会計というものが赤字になってくるということになるわけですね。これを建設省としてこういうふうか赤字が出て、すでに赤字というふうな形で、東京都の場合には一般会計からの繰り入れで赤字という形を出しておられませんけれども、大阪、京都はすでに赤字という形を出している。そうすると、これがもつとふえていくというふうな傾向に対して、建設大臣としてはどう処理されようと思っております。この点ひとつ聞かしてほしいと思ひます。

○春日正一君　それで、そういう方向で相当徹底してやらなければならぬと思ひます。たとえば起債の利息、これを国で全額補給するとか、元金の支払いを繰り延べるとかいうような、相当徹底した形のものやられないと、いまの事業量でさえすでにそういう状態になっておるものが、三倍の事業量ということになれば、この矛盾というものは相当な深刻なものにならざるを得ない。そういうことから、今度は自治体のほかの仕事が圧迫されてくるような、そういうことにもなると思ひます。

○説明員(杉浦滋君)　過般の下水道行政監察は、申し上げるまでもなく下水道施設の整備促進をはかるという見地から実施したものでございますけれども、その報告をいたしましたその改善状況はどうかという第一の御質問でございます。これは昨年の九月に報告をいたしまして、十一月に建設省から一応の回答が参っております。全般的に建設省は所管の問題をはじめ、私どもの報告いたしましたところの線に沿って改善措置はか

か、これをやはり施行主体あるいは国の助成制度ないしは維持管理の面における受益者、あるいは

○国務大臣(西村英一君)　御承知のとおり、下水道は一番おかれておるわけですね。したがってこれやはり環境整備に最も力を入れなければならぬと思つておるわけでございます。そうすることを期待するならば、やはりこの補助率が現在のままでは、各地方公共団体もなかなかたいへんだろうと思つておる。したがって先ほども申し上げましたように、補助率は今回は一応のことはできましたけれども、将来にわたつてはもう少し補助率のことも検討しなければならぬ。ことに流域のほうも、広域のほうも、この下水道というやつは、やはりそ

そこでもう一つの問題は、そういく前に、先ほどから出ておる受益者負担の問題ですけれども、この赤字の問題、こういうものを受益者負担ということでは下水道料金の引き上げとか、都市計画税、あるいは受益者負担金の賦課というふうな形でまかなつていくという問題ですけれども、これ行政管理局の報告、四十一年九月に出されておるのですけれども、これがどの程度実施されておるのか、特に第五項の「下水道事業の財源について」

るのか、この点を聞かしていただきたいと思ひます。特に「都市計画税の徴収を推進し」というふうになっておるし、こういう点について実際どういふふうかという第一の御質問でございます。いと思ひます。

ますと、私も勧告いたしましたして、回答を受けてから六カ月たちまして、その後どうなっておるかというのを、推進する意味で見せていただいておりますが、ちょうどいまその時期にございますので、ただいまいろいろ実情をお聞きしておるわけでございます。

○春日正一君 それで、まあ行政管理庁としては、すね、たとえば都市計画税の徴収を推進し、というようになってますね。建設省都市局長名で、四十二年八月十二日ですか、「都市計画の推進について」というので、「国庫補助を受けながら、都市計画税を徴収していない市町村が少なからず存在する」、「特に、本税未徴収市町村については、すみやかに賦課徴収が行なわれるよう強く指導すること」というようなものが出されておるんですね。結局これは市町村の負担、当然それは大衆負担になりますわ。実を言うと、私のところ

なんか、横浜の都市計画なんかちょっと思慮を受けていないのだけれども、がけの下みたいなところに住んでおるから、それでもきちっと取られてますよ。それはそれとして、それをさらにもっと取れと、取ってないところは取れということでは、導いていくということになれば、やはり先ほど言ったそういう下水道事業に限って言えば、資金面からくる負担、そういうものをいわゆる一般市民にとかく負担させていくという形で、大衆負担の強化という方向を、役所として行政指導の上で推進していくことになるわけですね。その辺の考え方はどうなんですか。

○政府委員(竹内藤男君) 先ほど行管からお話ございましたように、われわれといたしましては、都市計画事業の建設財源をできる限り充実させていきたいという考え方を持っております。ですから、したがって、下水道事業に限らず、街路、公園等の事業につきましても、できるだけ財源を確保してまいりたい、そういうような考え方で仕事を進めているわけでございますが、実際の通達で、先ほど先生が御指摘になりましたところに書いてございますように、都市計画税は、現

行法では目的税でございますが、税率が千分の二というように制限税率になってございます。しかも、任意に市町村が課税し得るというたてまえになっております。しかしながら、われわれといましては、都市計画事業の財源が非常に窮屈だということもございまして、また取っておるところと取らぬところの均衡という問題もございまして、できる限り、全然取ってないような市町村につきましても、この都市計画税を取りまして、都市計画の財源を強化するようにというような考え方で、この通達を出したわけでござい

○春日正一君 それから、行管の勧告を見ますと、「受益者負担金制度の活用」に当たっては、負担金徴収の理論的根拠を「明確にし」というふうな項があるんですね。これは従来理論的な根拠が明確でなかったということなんですか。

○説明員(杉浦滋君) これは私も申しましたのは、私も全国的に調査をいたしました場合に、その受益者負担金を取るたてまえはどういうようなことを考えておるかということ、事業者の方のいろいろお伺いしたわけでございまして、その場合に、事業者のほうのお答えをいたしましては、地価の値上がりというものがあつたからこれを徴収するということにございまして、それがまあ確かに考え方の一つでございます。そういうことでございまして、それがいざ私どもが具体的な徴収額のはじき方の問題に触れてまいりますと、それが、まあ一般的に土地が値上がりするからというふうなことで必ずしも結びついていないということがあつてござい

ます。それで私も、私どもが勧告いたしましたして、回答を受けてから六カ月たちまして、その後どうなっておるかというのを、推進する意味で見せていただいておりますが、ちょうどいまその時期にございますので、ただいまいろいろ実情をお聞きしておるわけでございます。

○春日正一君 それで、まあ行政管理庁としては、すね、たとえば都市計画税の徴収を推進し、というようになってますね。建設省都市局長名で、四十二年八月十二日ですか、「都市計画の推進について」というので、「国庫補助を受けながら、都市計画税を徴収していない市町村が少なからず存在する」、「特に、本税未徴収市町村については、すみやかに賦課徴収が行なわれるよう強く指導すること」というようなものが出されておるんですね。結局これは市町村の負担、当然それは大衆負担になりますわ。実を言うと、私のところ

なんか、横浜の都市計画なんかちょっと思慮を受けていないのだけれども、がけの下みたいなところに住んでおるから、それでもきちっと取られてますよ。それはそれとして、それをさらにもっと取れと、取ってないところは取れということでは、導いていくということになれば、やはり先ほど言ったそういう下水道事業に限って言えば、資金面からくる負担、そういうものをいわゆる一般市民にとかく負担させていくという形で、大衆負担の強化という方向を、役所として行政指導の上で推進していくことになるわけですね。その辺の考え方はどうなんですか。

○政府委員(竹内藤男君) 先ほど行管からお話ございましたように、われわれといたしましては、都市計画事業の建設財源をできる限り充実させていきたいという考え方を持っております。ですから、したがって、下水道事業に限らず、街路、公園等の事業につきましても、できるだけ財源を確保してまいりたい、そういうような考え方で仕事を進めているわけでございますが、実際の通達で、先ほど先生が御指摘になりましたところに書いてございますように、都市計画税は、現

行法では目的税でございますが、税率が千分の二というように制限税率になってございます。しかも、任意に市町村が課税し得るとい

たてまえになっております。しかしながら、われわれといましては、都市計画事業の財源が非常に窮屈だということもございまして、また取っておるところと取らぬところの均衡という問題もございまして、できる限り、全然取ってないような市町村につきましても、この都市計画税を取りまして、都市計画の財源を強化するようにという

ような考え方で、この通達を出したわけでござい

ます。それで私も、私どもが勧告いたしましたして、回答を受けてから六カ月たちまして、その後どうなっておるかというのを、推進する意味で見せていただいておりますが、ちょうどいまその時期にございますので、ただいまいろいろ実情をお聞きしておるわけでござい

○春日正一君 で、建設省のほうでは、その点理論的にはっきりさせたのですか。

○政府委員(竹内藤男君) 私どものほうの指導方針としては、事業費の三分の一ないし五分の一を徴収のめどとしたしておりますが、考え方のいたしましては公共下水道で受けます下水は、雨水とそれから汚水とに分かれるわけでござい

ます。もちろん雨水と申しまして、個人の庭から出る雨水のようなものもございまして、また、汚水と申しまして、必ずしも私費で負担すべき問題じゃないというふうなことはございまして、けれども、非常にマクロ的に考えまして雨水と汚水が七、三であつて、汚水分はこれは私のほうで負担すべきものであるというふうな考え方をとりまして、受益者負担金はおおむね三分の一ないし五分の一を徴収するのが妥当であるというふう

に考えてございまして、これを各公共団体が実際に適用いたします場合には、そういうふうな考え方のもとに、これを具体的な場所に応じて運用していくことになるわけにございまして、この受益者負担金につきましては、市町村の意見を聞き、都市計画審議会の議を経てきめるというふうな手続も、そういう関係からとつておるわけでござい

○春日正一君 いまの話だと、雨水は天然のものだ、使つて出すものが三割ですが、その分は自分で負担しろという理論のようですね。しかし、さっき田中さんの質疑の中でも、たとえば受益者負担の問題、土地の利用価値がふえるとか、地価が値上がりするとかというふうな問題もあつたのじゃないですか。

○政府委員(竹内藤男君) したがって、これを實際に分担させる場合には、その受益というものを考えます場合には、その下水道が布設されることによりまして、土地利用が増進する、あるい

はその結果といたしまして地価が値上がりするということに着目して、著しい利益を受けるという観点から、特定のものに負担させる、こういう考え方をしているわけでござい

ます。それで私も、私どもが勧告いたしましたして、回答を受けてから六カ月たちまして、その後どうなっておるかというのを、推進する意味で見せていただいておりますが、ちょうどいまその時期にございますので、ただいまいろいろ実情をお聞きしておるわけでござい

は、その結果といたしまして地価が値上がりするということに着目して、著しい利益を受けるという観点から、特定のものに負担させる、こういう考え方をしているわけでござい

○春日正一君 それで汚水を一般的に流すということは、どこでもだれでも必要なことだし、それだから金を取るというふうなことで、自治体のこれは特別の仕事じゃなくて、自治体の本来の仕事でしょう、水道とか、下水とか、道路とかというものは、だから、これは自治体の予算の中で当然やらねばならないと思うのですけれども、そこで土地の利用価値とか何とかが問題で受益者負担というふうなものが出てくるのだと、私も

はそう思つておつたのですが、しかし、実際土地が値上がりして利用価値が増進したといつてみたところで、たとえば東京のような密集したようなところで、大地主があつて、そのために地価がうんと上がつて大もうけをした。その何兆かを下水道のほうに納めてくれというなら話はまだわかるけれども、一般の住宅で三十坪、四十坪自分の地所を買つて住んでいる人たちに、下水が流れるようになって、それはきれいな水になつたといつても、それで今度もうかるわけでもないし、金がよけい入るわけでもない。死んでしまつて売るといふうなときになればこれは別だけれども、そういうことは一般的に予想されてない、住宅の場合。ということになれば、ただ土地が上がつたから、地価が上がつたから、その地域の人たちが一律にこれだけ負担しろというふうなことになるれば、やはりその中に不公平というものが当然含まれてくる。そういうことでこれは理論的にはっきりして

ない問題です。だから、そういうふうな状態にもかかわらず、都市計画税も取る、さらに今度は下水道の受益者負担金を取る。しかも、それも三分の一から五分の一ですか、というふうな相当高額のものを取るというふうなことになる、この大衆負担というものは相当なものだと思つてすよ。しかも、これを政府のほうは、これを読んでみますと、受益者負担制度を重視し、これを推進

は、その結果といたしまして地価が値上がりするということに着目して、著しい利益を受けるという観点から、特定のものに負担させる、こういう考え方をしているわけでござい

ます。それで私も、私どもが勧告いたしましたして、回答を受けてから六カ月たちまして、その後どうなっておるかというのを、推進する意味で見せていただいておりますが、ちょうどいまその時期にございますので、ただいまいろいろ実情をお聞きしておるわけでござい

は、その結果といたしまして地価が値上がりするということに着目して、著しい利益を受けるという観点から、特定のものに負担させる、こういう考え方をしているわけでござい

ます。それで私も、私どもが勧告いたしましたして、回答を受けてから六カ月たちまして、その後どうなっておるかというのを、推進する意味で見せていただいておりますが、ちょうどいまその時期にございますので、ただいまいろいろ実情をお聞きしておるわけでござい

する立場に立つとすれば、何らか特別の促進措置が必要であろう。このため新規事業主体については、都市計画事業決定または事業計画認可に際してその徴収をはかるよう指導し、事業実施中での同負担金を徴収しないものには、事業採択あるいは起債許可に際し、受益者負担徴収都市に比して低利政府債の充当割合を減らすとか、行政上何らかの差等を加えて同負担金を徴収することによる具体的リミットを明確にし、同制度採用の促進をはかる必要がある。これ行政管理庁の監察結果報告ですか、こういうことになっておいて、そうすると、受益者負担というのは、税金みたいな意味で一般化されて、しかもこれが国の指導という形なんだけれども、実際には起債を許さないとか起債を回さぬぞというような形で、実際にはこれが全国の下水道に関係ある自治体が強制されてくるというような結果になってくる。こういうことになる、これ受益者負担というものは、名目はいいけれども、実際には強制的な税金みたいな性格。税金にあらざる税金というようなそういう性格を持つてくる。しかも相当な金額です、これは、こういうことを政府でもってやっていいものかどうか。これは明らかに地方自治体に対する政府の大きな干渉の道具になる。実際上干渉になってくる。このことについては自治省どうですか。そういう地方自治という立場から見ると、自治体に対して建設省なり何なり政府機関が、受益者負担金を取らぬから、だから起債の認可をしないとか、あるいは有利な起債はあつせんしてやらぬとか、そういうふうな形で実際上干渉される。そうして受益者負担金というふうなものを取らざるを得なくなるというふうな状態に対して、自治省は地方自治を守るといふ立場から、どういふふうにかえておいでなんでしょうか。

○説明員(亀谷礼次君) 公共下水道の財源負担の問題につきましては、先ほどもお答えをしたのでございますが、種々論議されておりますように、われわれといたしましても、公共下水道の設置によります効果というものが、都市環境の整備ある

いは公衆衛生の向上等の公益をもたらすと同時に、他面、その特定の者に対しますところの利益をもたらすことについては明らかでございませぬので、公平負担という問題とともに、特定の受益者からその利益の限度において負担をしていただくという考え方は、やはり制度として妥当なものである、こう考えるわけでございます。ただ、その負担の区分等につきましては、従来どの程度をめぐりてこれを考えるのが適当であるかという問題は、都市計画税におきまして、現在の問題、あるいは建設における財源負担の問題を離れましていろいろと論議がございまして、現在私たちが聞いておりますのは、下水道財政に關しましての研究会も、両度にわたりました意見を提出しております、またわれわれ公営企業を所管しておりますサイドにおきまして、一昨年でございますが、地方公営企業調査会におきましても各界の学識経験者の方にお集まりいただきました、下水道財政についての意見を徴したのでございますが、やはりこの結論におきまして、下水道の整備の緊急性ないしはその実情にかんがみまして、建設及び維持管理の面におきまして特定受益者からの適正な負担は取るべきである、ただしその負担区分についても、制度的にはっきりしたものを出さなければならぬであろうという答申と申しますか、意見をいただいております。これは事実でございます、そういう意味におきましては、われわれも、建設省から御答弁ございましたように、そういった範囲内における適正な負担を設けるべきであるかと考えます。ただ、相当に事業費が激増しております昨今の現状にかんがみまして、先生もおっしゃいますように、何といたしても総額の負担ができるだけ軽減されることが望ましいのであります。そういう意味においては、国の助成制度はもちろんで、借入れ金の条件等につきましても、先ほどから申しますように、できる限り具体策をとらるべきものであろう、こう考えておるわけでございます。

○春日正一君 それから報告では、下水道の使用

料、料金についても適正な使用料の決定とその徴収の確保ということをおっしゃるわけですね。この下水道の料金というものは、本来下水道の維持管理に充てるものだと、私も考えておるんですけども、それにもかかわらず建設資金でこの起債の利息がふえてくる、元利払いがふえてきて下水道会計が困難になってくるという状態のもとで、そういうものを埋めるために下水道料金を上げるということになれば、本来の維持管理ということではなくて、建設費分までが下水道料金として取られると、本来の趣旨から違つたものになってくるというふうな思ふのですけれども、この点、下水道料金の使用料の適正な決定とその徴収の確保といつては、この維持管理費といふものとしてそれを言っておるのか、あるいはその赤字に対しても、下水道料金を上げていけと言っておるのか、この点ははっきりしてほしいですね。

○説明員(杉浦滋君) 私どもが使用料の問題につきまして、実際、事業者につきましては見た実情からこの報告を出したわけでございますけれども、その内容といたしましては、やはり使用料の内容におきまして、各事業者別に区々でございまして、先生の御指摘のような建設資金をどういふふうに取りかかるといふ点も、必ずしも統一的に明らかなことによつて、適正な使用料を考へるといふことになるといふわけでございまして、そういう点で検討するようによつて、この問題につきましては補足して申し上げます。それで、この問題につきましては、建設省からいただきました回答には、はっきり建設費から国庫補助金と受益者負担金または私費を差引きまして、そしてその維持管理の分としてこれを徴収するといふ方針を、これから基本的にとつていくという御回答をいただいております。

りますと、下水道料金は当然上がるという計算になってくるというふうにお考えおるんですか。○政府委員(竹内藤男君) 私ども、先ほど出ましたように、財政研究会をもちまして研究した結果では、ただいま行管で建設省の回答というふうにお申しました建設費から国庫補助金なり受益者負担金なりあるいは私費で当然持つべき分を差し引きたいわゆる残りにつきまして、大体三割分の減価却費は使用料で持つ、それから維持管理費につきましては、汚水が七割分ぐらいだと考えられますので、維持管理費につきましては七割ぐらいの使用料で持つべきだといふ理論的な計算値が出ています。使用料と申しますのは、維持管理費の大体七割ぐらいしか現在取っておりません。したがってわれわれといたしましては、せめて維持管理費をカバーするぐらいの使用料にしたいというふうな希望を持っております。具体的な問題もございませぬ。取り方の問題等もございませぬ、理論的にはそういうふうな考えはありますが、具体的な使用料の問題といたしましては、この点まだ検討中でございます。使用料に關して特別に統一した方針を持って現在指導しているという段階にはまだなっていないわけでございます。

○春日正一君 これはきのうの朝日新聞ですが、ここに「受益者負担を促進、下水道建設、小平で計画急ぐ」という記事が出ています。これは小平市で下水道を建設するために受益者負担制度をやるというわけで、すでにやっている三鷹の例を研究して導入したいというふうなことがここに出てきておるわけですね。私も三鷹どうなっているかと思つてさつそく調べてみたんです。そうすると、これは三十四年から第一期十二年計画が始まって、総額三十四億六千一百万円、その地域は市の東部四三〇といたことで、昭和四十年十一月建設省令で受益者負担制度がしかれたと、そうして三十八、九年から計画年の半分を経過してその進

抄率が二五%。進めぬ原因は起債の狂、物価の騰貴というところにあるというんで、受益者の負担制度を設けることが問題になっている。四十年五月の市会で予算がかかった。この場合こういうことになっているんですね。つまり受益者負担金制度を採用するということを市の条例でつくるということになる、これは市議会で特別提案して議論にもなるし、住民の反対もうるさいというんで結局省令ですか、あなたのほうで出した、それによるということにしたので、ただ予算だけが審議の対象になっている。だからすつと通っちゃったというふうな状態になっている。そうして大体どのくらいかかっているかというのが、四十二年度のそのときのあれで見ますと、一平方メートル当たり八十八円ということですね。だから坪は二百七、八十円になるんですけど、そのくらいで地主、借地権者に課されて、だからちよつとしたところでもまあ三万円ぐらいは五カ年間で払わされるというふうなことになる。こういう形でまあ省令というふうなものが出されて、しかもできるだけ建設省の方針としてもそうしようということでしょう。ここに書いてあるこの資料、付された資料見ても「受益者負担金を徴収する制度を採用している都市は約四〇に過ぎないが……、その他の都市においても積極的に受益者負担金制度を採用すべきであると考えられる。」そして「受益者負担金制度を採用している都市にあっては、負担金徴収の基礎となる事業計画どおりに下水道の整備を図ることが必要であるため、これらの都市に対しては国費の補助及び起債の許可を優先的に考慮する方針であるので、申し添える。」というふうなことになっているんですね。これは受益者負担金を取らなければ、実際起債その他水道の拡張計画をやろうと思っても非常にやれないような形にしている。日本国じゅうにかくこの制度を上から押しつけてきたというふうな形になっているだけども、こういう無理なことをやっていいのか、大体水道というものは道路と同じことで、なげりやならぬものでしょう。そうしてしかも、そ

こから直接普通の生産的な事業、そういうふうなものとは違って、直接利益の上がっていくというものが少ないんですね。そうすると、当然これは自治体本来の仕事としてやるべきものである。これを特別会計として独立採算でやれというふうなことで成り立たない事業でしょう。独立採算と言ってみたら、下水から収益何も上がってこないんだから、そういうふうなものを独立採算にして、足らぬ分はとにかく住民からの負担金なり計画税なり、そういうものの徴収によってまかなっていかないと、そのことに対する住民の抵抗とかあるいは自治体の財政の困難ということから、かえってこれがおくれるようなことになるし、ゆがむようなことになってくるとゆうことになってくれば、当然これは国庫補助を大幅に増額して、あるいはいまのすでに出ている起債の利率の免除とか国庫の補助とか、元金の償還を繰り延べるといふような形で緩和しながら、しかし国としてあるいは自治体予算の中で重要なものとしてこれやってみようというふうな方向をとらなければ、せつかく五カ年計画立ててみたところで、それが非常に大きな住民の負担ということ、怨嗟的になってしまふような、そういう結果になるのじゃないか。その点どうなんですか。いま言われたような、あくまで受益者負担を全般的にやらせて、それでやっていくし、それからまた資金がふえれば、当然下水道は使用料その他もふやしていくというふうな方向で、住民負担の増大ということ、この計画が進められていくのかどうか。その点、これは大臣からひとつ覚悟のほどを聞かしておいてほしいと思います。

○國務大臣(西村英一君) いままで議論がありましたように、この受益者負担制度、非常にやはり何と申しますか、あなたがおっしゃいましたように、公共のものをやるのに特別な負担ということ、ちょっと考えた方ではまあ無理だということ、な空気もしないわけではあります。しかも都市計画税が一方にあって、これまたダブるんじゃないかということもあって、しかしながらこれはやはり制度の発達の過程でもありますので、そういかにやっぱり言えないと思うのであります。しかも、今後の事業を進めていくという上におきましても、財政上のやはり加勢もするわけであり、もともとやはり考え方としては、公平の原則に従って、そういうものがあるところないところとは、やはり多少の利益の程度は違つてあるからというふうなやっぱり考えも持つてつくられたものであります。したがって、いま春日さんのおっしゃいましたことにつきまして、十分われわれは意味もわかるわけであり、必ずしも全部を高い料金を取って負担をかけるということ、われわれは好むものではございません。しかし一方、それにも増して衛生的なこの計画ができるというようになれば、これは多少の負担はこれまたやむを得ないものじゃないかと、かように考えますので、その辺のやっぱり調和の点、調整の点に力をいただかなければならぬと私は思っております。今後、御指示の点は十分わかりますから、これらの点を含めまして、十分政府としても研究をしていきたいと、かように考えておる次第でございます。

○春日正一君 質問終わります。  
○委員長(藤田進君) 両案についての質疑は、本日はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
午後一時散会  
六月二日本委員会に左の案件を付託された。  
一、阪神高速大阪三号分岐線建設計画変更に関する請願(第一一七六号)(第一一七六号)(第一一七九号)(第一二〇号)(第一二二二号)(第一二二八号)(第一二四二号)  
一、特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験制度の期限延長に関する請願(第一一八〇号)  
一、日光神橋付近の由緒景観・老杉群の保全のため、道路幅員計画変更に関する請願(第一二〇九号)  
第一一六八号 昭和四十二年五月十九日受理  
阪神高速大阪三号分岐線建設計画変更に関する請願(一通)  
請願者 大阪市東淀川南大道町一ノ一五二 柳川貞夫外百四十六名  
紹介議員 椿 繁夫君  
阪神高速道路公団が、大阪市旭区大宮西之町五丁目から守口市大日に至る水路上に建設しようとしている高架高速道路「大阪三号分岐線」の計画を変更されたい。  
理由  
この計画が実現するならば、騒音、排気ガス等の公害により、沿線地域住民の生活環境が著しく悪化し、特に、水路沿岸にある十指に余る学校、学園の教育環境に致命的障害を与え、文教上最悪の事態を招くものと憂慮される。  
第一一七六号 昭和四十二年五月二十日受理  
阪神高速大阪三号分岐線建設計画に変更に関する請願  
請願者 大阪市旭区大宮町九ノ一六 大久保一郎外五百名  
紹介議員 亀田 得治君  
この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。  
第一一七七号 昭和四十二年五月二十日受理  
阪神高速大阪三号分岐線建設計画変更に関する請願(百十一通)  
請願者 大阪市旭区大宮北之町二ノ六二 神戸晴代外七十二名  
紹介議員 中村 正雄君  
この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。  
第一一七八号 昭和四十二年五月二十二日受理  
阪神高速大阪三号分岐線建設計画変更に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市公光町四九 畑尾節

雄外九十九名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一一七九号 昭和四十二年五月二十二日受理

阪神高速大阪三号分岐線建設計画変更に関する請願

請願者 大阪市旭区大宮北之町一ノ九六

片岡美智子外六百二十一名

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一二一〇号 昭和四十二年五月二十三日受理

阪神高速大阪三号分岐線建設計画変更に関する請願

請願者 大阪市西淀川区柏里町三ノ一六三

野田邦子外百二十四名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一二二一号 昭和四十二年五月二十三日受理

阪神高速大阪三号分岐線建設計画変更に関する請願

請願者 大阪浪速区元町五ノ四一〇 小林

阪次郎外三千八百名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一二二八号 昭和四十二年五月二十四日受理

阪神高速大阪三号分岐線建設計画変更に関する請願

請願者 大阪市住吉区粉浜東之町一ノ二六

津村信孝外七十九名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一二四二号 昭和四十二年五月二十五日受理

阪神高速大阪三号分岐線建設計画変更に関する請願

請願者 大阪市旭区今市町三ノ一三九 高

橋恒治外五十四名

紹介議員 鈴木 市蔵君

この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一一八〇号 昭和四十二年五月二十二日受理

特別不動産鑑定士試験及び特別不動産鑑定士補試験制度の期限延長に関する請願

請願者 静岡市日吉町三ノ八 金原隆博外

九十七名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一〇三六号と同じである。

第一二〇九号 昭和四十二年五月二十三日受理

日光神橋付近の由緒景観・老杉群の保全のため、道路拡幅計画変更に関する請願

請願者 栃木県日光市山内二、三〇一 宗

教法人東照宮代表役員 青木仁蔵

紹介議員 小山邦太郎君

神橋付近の道路だけを拡幅しても、日光の交通難は解消できるものでないから、現計画路線を変更し、太郎杉などを伐採することなく、日光国立公園表玄関の比類なき美しい景観を後世に残しうるよう、同地の道路行政について根本的施策を考案されたい。

理由

四月十日を収用時期とする神橋付近用地の強制収用は、宇都宮地方裁判所の「収用裁決の処分は土地収用裁決取消し請求事件の確定するまでその効力を停止する」この執行停止決定（三月十六日）によって一時延期されている。

東照宮としては裁判により勝敗を決しようというものではなく、あくまで円満な話し合いにより解決を見出し、国家百年の大計のもとに根本的な施策を望むもので、条理にかなう話し合いとなればいつにても訴訟の取下げをする所存である。

最近栃木県当局は、東北縦貫自動車道の建設に伴い、日光に通ずる新しい道路をつくり、交通緩和を図るために昭和四十二年度から道路整備五箇年計画で、鹿沼インターチェンジを起点とする日光高速道超と宇都宮起点の日光バイパスを建設する計画書を建設省に提出したものであるが、これによれば日光高速道路は、日光市街地の西部を通り、神橋付近はトンネルでぬけるといふことであり、東照宮がたびたび陳情にてバイパス建設を唱えた点とはほぼ一致し、あえて太郎杉をきる必要もなくなるものである。

一度失えば永遠にかえらない貴重な現地を永久にかつ万民皆楽の地として保存することが観光行政としての急務である。

第九号中正誤

段行 誤 正  
終わりから 順次 隨時





昭和四十二年六月十二日印刷

昭和四十二年六月十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局